

第53回 「上海IPG」会合

日時：2011年7月21日（木）14:00～18:00

場所：上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

## 【上海 IPG 全体会合】

### 第 1 部 各種連絡事項

#### ①新規メンバーご紹介

○司会 それでは会議を始めさせていただきますので、恐れ入りますが中のほうにお戻り頂きますでしょうか。

本会合の開始にあたり、2点ほどご依頼をさせていただきます。1点目は本日の資料の2番で、上海 IPG のメンバー様の名簿をお配りしております。入会時に名簿の共有についてはご了解頂いているのですけれども、中身は個人情報になりますので、決して外には出さないようお願いを付け下さい。

それから2点目として、上海 IPG の全体会合のお申し込みについて、WG にお申し込みを頂いていると、本会議の方にも出席すると事務局が理解していると思われる方が多いように見受けられますけれども、是非、本会合・WG の両方とも出席・欠席についてご連絡をお願い致します。

それでは、第 53 回の本会合を始めさせていただきます。議事次第に沿って進めさせていただきます。1点目、新規メンバー様ですが、今回は3社様にお入り頂きました。今からご挨拶を頂戴したいと思います。まず始めに島津分析技術研究（上海）有限公司の福島様、お願いできますでしょうか。

#### 【島津・福島氏】

○福島氏 島津分析技術研究開発有限公司の福島でございます。本社は京都の島津製作所でございます。2007年5月に上海の浦東にあります張江ハイテクパークの中に設置致しました。現在15名ほどの研究員で、全員中国人です。私が出張で時々、月に1回、もしくは2回、こちらのほうに出張してくる、という状態であります。知的財産の問題、これから研究開発の成果をどのようにして権利化していくか、ということで色々と皆さまと一緒に勉強していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○司会 どうもありがとうございました。続きまして GS ユアサ知的財産部の宇野様、よろしくお願い致します。

#### 【ジーエスユアサ・宇野氏】

○宇野様 皆さん、こんにちは。GS ユアサ知的財産部の宇野といいます。よろしくお願

致します。当社は、ご存知の方はご存知だと思いますけれども、自動車用バッテリーとか、環境用のバッテリーなど、いわゆる電池のビジネスをやっている会社でございます。売上は大体、全世界で3000億ぐらいで、そんなに大きくはないのですけれども、今までは自動車用部品ということで、非常に高いシェアでした。特にアジア諸国でビジネスをしてきておりました。今、モータリゼーションの爆発ということで、非常に鉛電池が好調に売れているわけですが、現在、その活動の主流がリチウムイオンのほうに移ってきておまして、これの特許の確保で、国際競争で勝っていこうと、これが我々に課せられた重要な使命です。

一方で、鉛電池のほうにつきましては、やはり中国での模倣問題、これがかなり深刻化しております。この上海IPGという場を通じて、皆さんの戦略を色々と共有させて頂きまして、弊社の活動、更にはその日本企業の活動の一端を担えたら、というふうに考えております。今後ともよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。宇野様は、9年ほど前ですけれども、上海IPGが立ち上がった時の段階の時の幹事メンバーとして、ご活躍を頂いておりました。

最後に、電気化学工業の按田様よろしくお願い致します。

【電気化学工業・按田氏】

初めまして。電気化学工業の按田と申します。今回は上海IPGへの入会をご承認頂きましてありがとうございます。

弊社は、無機・有機の素材を扱っている化学会社でございます。消費者向けの商品で模倣品が出ており、対応に苦慮しております。上海には虹橋に現地法人があり、蘇州に研究所と工場があります。

これから色々をご指導頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。それでは報告事項を続けさせて頂きます。報告事項の2点目、2010年度知的財産権貢献部門感謝式について、グループ長の丸山様よりご報告をお願い致します。

## ②2010知的財産権保護貢献部門感謝式開催報告

○丸山氏 それでは資料3をご覧ください。2010年、知的財産法保護貢献部門感謝式開催報告の資料になります。開催主旨のほうは皆さまご存知の通り、特に我々権利者側に対しまして貢献のありました中国の当局の方を表彰する、というものです。まずは事務局のほうで条件を満たさない当局、推薦の内容のほうを除いて頂きました。次に、我々も含めた

選定委員会のメンバーで個別に評価をしました。その後、選定委員会を開催し、3月3日に選定委員10名で選定をさせて頂きました。採点基準というのはこのような仕組みになります。ここでは、日ごろお世話になっている知的財産局を必ず推薦するという仕組みにしております。その選定結果が4の通りになります。11当局を選定させて頂きました。そして、前回のIPGの後になりますが、感謝式を5月19日に開催させて頂きました。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして貢献部門感謝式に合わせて開催しました、IPGと商務部、それから国家質量総局との交流会の内容につきまして幹事の宮腰様よりお願い致します。

### ③IPG-商務部/国家質量監督検閲検疫総局交流開催報告

○宮腰氏 それでは、お手元の資料4をご覧ください。前回のIPGでもご連絡しました通り、5月20日に中央政府の知財関連部門、具体的には商務部の楊副司長、国家TSBの馬副司長と2時間半にわたり意見交流会を行いました。私どもIPGが地方のTSBを始めとする知財関連部門とこれまで取り組んできました活動内容や成果について中央政府部門の方にも紹介を致しまして、これらの地方での活動の成果を今後は他の地域でも展開していくためのアドバイスをお願い致しました。中央政府の方には長時間にも関わらず、非常に熱心に聞いて頂きました。詳細は省略致しますが、楊副市長のほうからは、今回のような交流会をもっと多くの、他の地方の中央政府の方にも紹介する機会を作ってくださいという提案がございまして、現在は、次回の開催に向けて事務局と検討させて頂いております。以上です。

○司会 ありがとうございます。おそらく、大規模ではありませんが、商務部を中心に今回の質量総局以外の当局も含めた、IPG活動の報告等の機会をこれから作っていけるかと思っております。

続きまして水際WGの諸活動の報告につきまして、水際グループのグループ長の石川様よりお願い致します。

### ④ [水際WG] 貢献部門感謝式、税関総署意見交換、寧波・南京税関向け真贋識別セミナー開催報告

○石川氏 YKKの石川と申します。よろしく申し上げます。資料5をご覧ください。水際WG 貢献部門感謝式と税関総署との定期交流会の活動報告となっております。こちら2011年5月20日、前回の水際WGの会合の際ですが、先ほど丸山さんからお話があった知的財

産権保護貢献部門感謝式とは別に水際 WG で貢献部門を選定して、感謝式を開催して表彰致しました。初めてこのような感謝式を行いました。上海税関を選定して、5月20日の感謝式にて表彰いたしました。その後税関総署との定期交流会も開催し、その中で、税関総署の方から色々とお話を頂きました。資料の裏側になりますが、4の部分の税関総署、QBPCとWGとの協力の拡大を今年の6番目の課題としてあげられ、税関総署内での水際WGの位置づけがあがってきていると考えられ、今後も税関総署並びに地方税関との交流を進めていければと思っております。あと8番目に、今、改正が進められております実施弁法がありますが、改正に向けて、水際WGより、企業側の意見を提示して欲しいという意見を頂いております。今後、この意見提出についても対応していきたいと考えております。続きまして資料6-1並びに資料7になります。こちらは6月に、寧波税関と南京税関に対して真贋識別セミナーを行いました。南京税関真贋識別セミナーのアンケート結果の資料7の方でセミナーに対する税関職員の評価は、「満足」、「比較的満足」で100%の回答を頂いており、内容としては良かったと考えております。その他、内容についてはこちら資料をご覧頂けたらと思います。よろしくお願ひ致します。以上です。

○司会 はい、ありがとうございました。続きまして特許WGの活動につきまして、WG長の土谷様よりお願ひ致します。

#### ⑤[特許WG]共同研究の留意点に関するヒアリング実施スケジュール

○土谷氏 ニフコの土谷でございます。お手元の資料8をご覧ください。こちら特許ワーキングの今年度の活動テーマで、共同研究の留意点に関する問題点を扱っているのですが、その活動の一環として、ヒアリングを行っております。今まで上海で2回、北京で1回、ヒアリングを行っております。今後も継続してヒアリングを行っていく予定にしております。さらには、IPGの会員企業様に対して、アンケートをお願いする予定にしております。このアンケートに関しましては、まだアンケート用紙をお配りしていませんので、近日中に事務局よりお願いすることになりますので、ご協力のほどよろしくお願ひ致します。以上です。

○司会 ありがとうございます。昨年もこの時期に特許ワーキングのアンケートにご協力頂きました。先ほどの特許クリアランスの報告書などは、そのフィードバックとなります。今年度の活動についても同様のフィードバックを考えておりますので、是非ご協力のほどよろしくお願ひ致します。

続きましてインターネットワーキング関連の活動につきましてWG長の山田様よりお願ひ致します。

## ⑥ [インターネット知財対策WG] 日中知財シンポジウム（北京）開催について

○山田氏 シヤチハタの山田です。よろしくお願ひします。資料の 9 になります。お手元の資料 9 をご覧ください。今回のご紹介は 8 月 2 日、最初の火曜日に終日をかけまして、北京で第二回中日インターネット知的財産権保護シンポジウムというのを執り行います。資料の 9 に書いてあります通り、二部制で行われます。概略、議題のほうは、まず午前中の第一部のほうで行われ、そこに書いてありますとおり、5 点を挙げております。二部のほうでは、4 点を挙げており、最後にはパネルディスカッションを含めての開催となります。出席者に関しましては、日本側のほうからは現在、経済産業省と文化庁、中国側は商務部、国家版權局という予定でございます。二部のほうも経済産業省、あと中国側は商務部、国家工商行政管理総局、また民間のほうからも大学教授、中国側の弁護士さん、IIPPF、IPG、タオバオ、アリババ、いろんな関係各位を呼んでの開催となります。スケジュールは、そこに書いてありますとおり、割と内容盛りだくさんの内容で行います。これにつきましてには当然、私自身ももちろん参加しますので、次回の IPG 全体会合でまた詳細を報告させて頂ければと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。本シンポジウムはもともとは日本の経済産業省、それから中国の商務部の覚書に基づく活動の一環として開催されます。その中に上海 IPG インターネット WG も参加させて頂くという形になっております。当日は、まだ確定はしていませんけれども、タオバオと IIPPF のインターネット WG、それから IPG のインターネット WG で、協力の覚書を締結する予定となっております。続きまして農薬 WG の活動について、幹事の大上様よりお願い致します。

## ⑦ [農薬WG] 東港市工商行政管理局向け真贋識別セミナー/市場検査開催報告

○大上氏 住友化学の大上です。それでは、資料 10 に沿って、簡単に説明させて頂きます。今月の 7 日に上海 IPG 農薬 WG として、広東省東莞市の AIC 向けに真贋識別セミナーを開催致しました。セミナーのあと、AIC からは「このような形式の交流は初めて行うが、今後も継続する必要がある」とのコメントがありました。また、意見交換の際には、「今後は本物と偽物の実物を比較しながら説明するとよりわかりやすい」というコメントや、「本物を判別できれば偽物も判別できる」というお話もありました。また毎年新しい製品や商標が出品される時には、関連地域の行政部門に本物の判別方法についての説明をした方が良く考える、という意見も出されました。これに対しては、農薬 WG として、行政部門の協力無しには知的財産権保護は難しいので、より交流を強化していきたいという考えを述べま

した。その後、東莞市の農薬販売店のうち、5店舗の調査を行ったのですが、偽物は発見できませんでした。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。続きまして、議事の8番目です。自動車・自動車部品WGの意見交換会につきまして、こちらは資料の配布のみとさせていただきますので、ご諒承ください。

#### ⑧ [自動車・自動車部品WG] 珠海市TSBとの第2回価格認定プロセス研究会開催報告 (資料配布のみ)

続きまして9番目、江蘇省知識産権局との覚書に基づく活動について、私どもの王亭亭より報告させていただきます。

#### ⑨ [江蘇省知識産権局覚書] 第3回中日(江蘇)知識産権研討会/無錫セミナー開催報告

○王氏 JETRO 上海知財部の王です。それでは連絡事項の9番、JETRO 上海と江蘇省知識産権局との覚書に基づいて行われた二つの活動についてご報告をさせていただきます。まず資料の12番をご覧ください。5月31日、JETRO 上海と江蘇省知識産権局の共催によって「第三回中日知財検討会」が南京市内で開催されました。今回の検討会は、日中両国の商標制度をテーマにして、江蘇省内の日系企業と中国企業の商標出願及び保護活動を支援することを目的として開催されました。当日は午前と午後の2部にわけて実施していましたが、午前中は江蘇省工商局及び代理事務所の方より、中国の商標制度及び出願の際の手続きなどをご紹介頂き、午後の会では日本の商標制度の関連実務について、北京JETRO知財部の谷山部長、そして上海オンダ事務所の夏先生からそれぞれご講演を頂きました。今、スクリーンに映っているのが会場の様子です。講演後の質疑では、参加者から意見や質問が多くなされて、本当に実務につながった講演だったのではないかと考えております。

続きまして、もう1つJETRO 上海と江蘇省IPOの覚書に基づく活動についてご紹介致します。今月12日に無錫で開催された中国特許実務セミナーの実施状況を資料13番にまとめてあります。今回、無錫で開催理由のひとつは、今年、江蘇省IPOと年間計画を作成する時に、これから市レベルにおける交流と協力を強化していくことをひとつの方針として両者の間で合意致しました。また、無錫はもともと、江蘇省内では日系企業が集中している地域ということもありまして、本セミナーの開催地に決定されました。今回のセミナーはより多くの地方の方にも参加頂くために、上海IPGの会員だけではなく、開催地の無錫、また蘇州、常州の商工クラブを通じて案内を発信しておりました。約60社の企業からお申し込み頂きまして、当日は100名近い出席を頂きました。講演内容に関しましては、知識

産権局、高級人民法院、そして大学の教授、3名の専門家より具体的な事例を踏まえて、特許を侵害された場合の対応方法、法律の運用などについて解説して頂きました。日本企業の中国における特許戦略、特にこれから中国で特許実務を展開する企業にとっては、大変有意義な情報を提供したのではないかと考えております。ご承知のとおり、JETRO 上海と江蘇省知識産権局が、2009年9月に協力の覚書を締結されて今年で3年になります。今後は更に江蘇省との取り組みを深めて、より皆さまの知財実務のお役にたてるような活動をしていきたいと思っておりますので、是非積極的なご参加よろしく申し上げます。以上、ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。続きまして報告事項の10番、第13回のIPGグループ長会議の開催報告をグループ長の丸山様よりお願い致します。

#### ⑩第13回IPGグループ長会議開催報告

○丸山氏 それでは資料14のほうをご覧ください。6月14日に第13回IPGグループ長会議を開催致しました。IPGグループ長会議というのは、北京、上海、広東の3つのIPGが色々と情報交換をして、スムーズに運営をしていこう、というものであります。1の報告事項としましては、ご覧の通りとさせていただきます。2番目の検討事項としまして、一部紹介させていただきますのは、議題2になります。これは、WG活動を含む各IPG活動の効率化、連携についてです。中国IPGということでIPGは活動しておりますが、一部WGの活動に共有または連携してやっていくのがいいのではないかとということが散見されました。ちょうど明日になりますけれども、こちらの連携を模索する会というものを開催することにしております。また、議題項目にもありますように、先ほどBPAのご紹介を致しました。今はルールを作っておりますが、その選定の難しいところも多々ございます。BPAは中国IPGとして実施していますので、他のIPGのご意見を聞きながら、上海IPGが立案していくという形にしております。また議題7は、先ほどもお話がありました「中央政府との交流」ということで意見交換会を3つのIPGが協力してやっていくということで予定しております。以上です。

○司会 ありがとうございました。続きまして報告事項の11番IIPPFフォローアップミッションを石川様よりお願い致します。

#### ⑪IIPPFフォローアップミッション参加報告

○石川氏 資料15をご覧ください。第1回フォローアップミッション、訪問機関の議事内

容になります。こちら IIPPF 国際知的財産権保護フォーラムのミッション団が、先月 6 月 23、24 日に北京に来られ、質量監督検閲検疫総局並びに税関総署、社会科学院、人民大学の先生、工商総局と意見交換会を開催しております。個々の内容については、概要を確認頂けたらと思います。6 月 24 日の午後 5 時からですが、IIPPF と IPG の意見交換会を開催しております。こちらは今後の IIPPF と IPG の位置づけ、並びに今後の連携の方法をお互いに話し合いながら進めていくという形で、意見調整ができたと考えており、今後お互い連携して進めていきたいと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて 2011 年度の中国知財関連法勉強会について宮腰様お願い致します。

#### ⑫2011年度中国知財関連法勉強会カリキュラムと第1回の開催について

○宮腰氏 それでは資料 16、17 をご覧ください。今年度も恒例の中国語による知財関連法の勉強会が開催されます。今年度のカリキュラム案は資料 16 にあるとおりです。資料 17 にありますように、早速明日、22 日にも開催されます。書類上の申し込み期限は 15 日になっておりますが、事務局のほうでまだ受付可能ということです。会費も無料です。主な出席者は現地スタッフの方になるとは思いますが、積極的にご参加を頂きますようお願い申し上げます。以上です。

○司会 はい、ありがとうございます。続いて報告事項の 13 点目、江蘇省 TSB とのブランド保護フォーラムについて、私ども JETRO 上海の尹からご説明等させていただきます。

#### ⑬江蘇省質量技術監督局—上海IPGブランド保護連携フォーラム2011年度活動計画

○尹氏 事務局の尹です。2011 年度ブランド保護協力備忘録活用の活動につきまして、簡単に説明させていただきます。ご承知のとおり上海 IPG では、去年、江蘇省質量技術監督局とのブランド保護フォーラムの枠組みのもとでブランド保護協力備忘録を締結致し、会員企業の当局に対する模倣品情報提供のルートを確立しました。今回、江蘇省 TSB からは 2011 年度以降も備忘録を積極的に活用したらどうかという要望に従い、6 月 16 日の運営幹事会で備忘録活用の推進を目的とした 3 種類の活動を行うこととなりました。備忘録の概要を簡単に説明しますと、調査などの費用削減、取り締まりの管理徹底を目的としております。去年は既に 4 つの業界において当局の自主検査や摘発及び処罰が行われました。今年は、初犯者情報の提供とブラックリストの提供以外に、侵害行為の情報提供を新しい活動として追加し、三つの活動を展開することとなりました。まず、1 番目の初犯者情報の提

供ですが、備忘録を締結する際のフォーマットに関連侵害情報だけを書き込んで、江蘇省 TSB に申し込んで頂ければ江蘇省 TSB から管轄の TSB に案件の情報を転送して、検査の実施を指示します。模倣品が発見された場合には、該当する TSB から権利者側に鑑定依頼が行きますけれども、その時には速やかなご対応が必要となります。検査結果につきましては、江蘇省 TSB から事務局及び権利者にフィードバックしていただきます。

2つ目の活動は、再犯の抑止、ブラックリストの提供ですけれども、これも去年、自動車業界ではかなりの成果を出しております。手順については配布資料に書いてある通り、まずはブラックリストのフォーマットに基づいて、関連情報を整理し江蘇省 TSB に送って頂きます。それに関して江蘇省 TSB から、検査可能な対象を選択して事務局にフィードバックします。それから権利者が提供した情報を管轄 TSB に検査の実施を指示して、鑑定など必要な場合には同じく権利者に連絡が行きます。結果については、同様フィードバックしてもらいます。

3つ目の活動は新しい活動で、侵害行為分布状況に関する情報の提供です。これは、TSB から要請されました新しい活動です。形は問いませんので、模倣品の工場や市場の密集地域、或は再犯の多発市場に関する情報を江蘇省 TSB にどんどん提供してください、との要望を TSB からいただきました。手順については、添付資料をご参照ください。該情報要請があった背景としては、江蘇省 TSB は今、模範地域の建設のために色々活動を企画していることが挙げられます。そこで例えば自動車関係だと、常州市の孟河鎮というところに自動車部品の工場が集中されておりますので、そこを重点地域として、日常検査の中で、再犯があるかどうか偽物を製造しているかどうか等、重点観察対象として扱います。その他にも江蘇省 TSB が今企画中である、農薬関係は泰興市、電機関係は淮安市等が挙げられています。これらの活動は、我々とのフォーラムの枠組みの中に入れて頂くという話でしたので、すぐではなくても、今後このような情報があったときには、是非この備忘録のルートをご利用頂ければと思います。以上です。

○司会 2009年、2010年、備忘録を締結したあと、粛々と活動をしておりましたが、今回 TSB 側からも強く、情報提供の依頼がございました。今のご説明だけではわからない部分があったら別途またお問い合わせ等頂けたらと思います。ご協力のほどよろしくお願い致します。本日、配布資料もごございますけれども別途また、事務局のほうから同様の文書をメールで発信させていただきます。

#### ⑭2011年度展示会調査について

#### ⑮日本国特許庁へのIPG建議について

○司会 最後に、報告事項の14点目と15点目を続けてご説明させていただきます。資料の20

番をご覧ください。2011 年度、中国での展示会における模倣品の実態調査、こちらはもう過去 5 年間ぐらい、毎年行っている調査でございます。おそらく今週の火曜日に JETRO 北京から皆様にご案内を差し上げたかと思えます。内容をご覧頂いて、業界として或いは複数社で、ご希望される場合には事務局にお申し込み頂ければと思えます。なお、今年は予算的には上限がありそうですので、全てのお申し込みをお引き受けできないという状況ではないと思えます。ご希望が強いという場合には是非速やかに提出して頂ければと思えます。

続けて資料の 21 番をご覧ください。こちらは IPG として日本の特許庁に宛てて送った文書でございます。背景からご説明しますと、今年の 5 月初旬に、特許庁の岩井長官が北京、上海をご訪問されました。その際に、IPG の中で、知財担当として駐在されている方にご協力頂いて、IPG と特許庁との間で情報交換をさせて頂きました。その後、JETRO 北京の谷山がその内容をまとめ、またそのほかの権利者の皆様にも意見を頂きまして、日本特許庁向けに当地の現状、模倣対策等の課題等を認識していただくことを目的に本資料を作成し、特許庁に提出致しました。本来、こうしたことはもう少し関係各位の皆さまに確認、検討したかったのですが、各方面からの要望もあって、ほぼ時間がない状況で対応させて頂きました。JETRO 北京とは、来年以降、これを継続していくのであれば、皆様に事前確認頂けるスケジュールで対応したと話をしております。ちなみに今回の配布資料につきましては、7 月 19 日の経済産業構造審議会知的財産政策部会で配布されております。特許庁、そして各位各方面に周知して頂いているという状況でございます。以上で報告事項は終わりますけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、最後に私ども JETRO 上海センターに新しいスタッフが入りましたので一言ご挨拶させていただきます。

○宋氏 皆さんこんにちは。JETRO 上海事務所知的財産部の宋と申します。今年の 3 月末に入社し、あっという間に 3 ヶ月になりました。私の前職は浙江省のメーカーの知的財産部で 3 年間働き、主に特許の出願と拒絶理由の対応をやってきました。JETRO と縁が有り、これから主に化粧品 WG を担当することになります。また、自動車 WG の手伝いもやることになります。私の日本語はまだ下手で、仕事の経験も不足しているため、今後は皆さまにご迷惑がかかると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

## 第 2 部 講演会

○司会 それでは、連絡、報告事項は終わりとさせていただきます。幹事の皆さまはお席のほうにお戻りください。

続いて講演に入ります。今日は3本ございます。では、1つ目のご講演、「中国内陸部の模倣品被害状況について」経済産業省模倣品対策室長の墳崎様よりご講演いただきます。よろしくお願い致します。

【講演①】

【テーマ】中国内陸部模倣品被害実態について～経済産業省調査報告～

【講師】経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣品対策専門官  
墳崎 隆之氏

○墳崎氏 ただいまご紹介に与りました、経済産業省模倣品対策室の墳崎と申します。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、初めての方もいらっしゃると思いますので、私の業務というものをご紹介させていただきます。現在は、中国と日本政府の間では、知財に関する、特に模倣品対策に関するものを議題として取り上げるワーキングとして、経済産業省と商務部との覚書に基づく日中知的財産権 WG があります。これには、経済産業省と商務部だけではなく、その他の知財に関連する政府機関が参加しており、知財の様々な議題について話をしております。第二回については合意議事録等も作っております。当室は、この知財ワーキング担当部署となっており、日本政府の調整機関となっております。

もう1つのワーキングとして、模倣品対策においては欠かせない商標法と不正競争防止法を所管している国家工商総局との間でのワーキングがあります。これについても当室のほうを担当として行っております。このような政府間対話をすると同時に、日本政府の総合相談窓口として当室が企業様からの相談を受け付け、それに基づいて日本の関係各省と協力をしたうえで様々な解決を図っていくという業務を行っております。これによって、当然ながら中国政府と話をするという段階で、様々な調査が必要になります。先ほど、ご紹介のあった展示会調査なども当室の業務のうちのひとつとなっております。JETRO 様の方でご協力頂いているものもありますけれども、そうじゃないものもあります。今日は、その中で昨年、皆さまにご協力頂いて実施した、中国の内陸部調査、内陸部の模倣被害がどれだけあるのかという点について、非常に簡単ですが、結果をご報告させて頂ければと思います。

まず最初に、この調査、皆さまのアンケートに基づいて実施することができました。改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

では、中身に入っていきたいと思います。そもそも、何故こんな内陸部調査を始めたかというところですが、従前から、噂というか、皆さまの感触レベルで沿岸部の被害がやはり非常に多いと言われている中で、だんだん内陸に模倣品が移っているのではないかというお話をちらほら聞きました。ただ、やはり沿岸部にあることは確かだけれども、内陸部に本当に模倣品があるのかという点になりますと、ちょっと定かではないという状況でした。そして、不確かなところにお金をかけていられないというお話も聞きましたの

で、であれば経済産業省の方でひとまず簡単な調査をやってみて、実態はどういう状況なのかというのを皆さまの参考資料程度に作らせて頂ければと思って実施致しました。実際に、アンケートをとらせて頂いたところ、ここに書かれております通り、内陸部の被害状況に関心を持っている企業様は8割を超えておりました。認識としても、5割以上の会社様が「最近は深刻になっている」と、「今後の方針としては強化する」、または「強化したいとは思っている」というところの企業様が7割を超えていました。そして、内陸部に移転している理由ですが、これは皆さまのご認識の範囲内ということですが、先ほどもお話した、沿岸部の取り締まりの強化ですとか、インターネットの発達、特に中国のインターネット人口というのは日本のインターネット人口を超えていて、かつこれだけ広大な国土がある中ではインターネットの商取引というのは非常に進んでいるというのが挙げられております。その中では、内陸部に生産拠点を移しても、商売としてやっていけるということがまた一つの理由になっているというふうに考えられているようです。各社様のほうで、実際内陸部というのはどの程度被害経験があるのか、調査等をしているのかというところですが、調査を実際に実施しているところは30%超ぐらいです。情報は入手しているというレベルになりますと20%ぐらいとなっております。

以上の結果、その他にも、アンケートの中では、皆さんはどういった都市にご関心があるのかというところをアンケートさせて頂いて、内陸部の上位4都市、ここに書いてあります石家庄、合肥、武漢、成都、プラス北境の国境に隣接する省の主要都市についても模倣品がどれだけ氾濫しているのかというところを調査致しました。調査対象のメインはここに記載されている通りのものになります。これから非常に簡単に各省こんな感じでしたという解説をしますけれども、調査対象の分野ごとに対象ブランド数が異なっていますので、それをご留意頂いた上でお聞き頂ければと思います。例えば自動車については、5ブランド調査しております。電気製品も5ブランドやっておりますけれども、例えばスポーツ用品は2ブランドしかやっておりませんし、電卓は1ブランドしかやっておりません。これはひいきとかではなくて、募集の総数の問題でこういったふうな割り付けをしております。中身ですけれども、最終的には見て頂ければいいかな、と思いますが、見方をご紹介します。基本的には、その都市のそのブランドの主要市場を調査しました。中国は日本と違って、製品ごとに市場が固まっていますので、その市の著名市場を全部調査することにしました。これは、基本的にはアンケートや担当した調査会社が、今までの経験に基づいて、この製品であればこの市場にたくさんあるということでメインの市場を全部調べました。そして、全店舗の中でどれだけ模倣品を扱っている店舗があるのかという割合を出しております。例えば、この河北省石家庄ですけれども、調査対象店舗数全部で625店舗を調べました。その中で調査の対象のブランド製品、模倣品も正規品も含めて扱っている店舗が245店舗とありました。そして、245店舗の中で模倣品を取り扱っている店舗が何店舗あったかというところと27店舗ありました。なので、245分の27ということで11%とい

う数値を出しております。結果については見て頂きたいのですが、特に、今回、調査を実施してみてひどかったのは、この成都になっております。ほとんどの分野において100%ということになっていて、その対象ブランドを取り扱っている店舗というのはほとんど基本的には模倣品を取り扱っているということになっておりました。これについては、中国の商務部と結果を共有しております。商務部からも、やはり沿岸部は最近教育も進んできて、実際摘発等もかなりやっているというような認識はあるけれども、内陸部は今でも中央の言うことを聞かないところも多いし、今後も課題が増えているということでした。日中共同で、教育、啓発のセミナーをやるというような話をするときも、商務部から内陸部について是非やってほしいというような話もありました。その際にこういった資料データを活用させていただきたいと考えております。

また、こういうふうに、ブランドで何%とか出てますけれども、見つかった侵害品を見る限りにおいては類似商標というわけではなくて、やはりほとんどの物が同一商標によるデッドコピーがほとんどだったという報告を受けております。

以上、非常に簡単ですが、私が逐一数字を説明する必要はないかと思っておりますので、後は皆様でご覧頂ければと思います。これについては、去年は内陸4都市を調査しましたが、他にも、いろんな都市がアンケートの中で挙がってきましたので、今年も、今回調査できなかった都市をまず更に拡大してやっていきたいと考えております。今年も皆さまにご協力をお願いすることがあるかと思っております。是非ともご協力頂ければと思います。以上、非常に簡単ですが、私からの報告は終わらせて頂きます。

○司会 ありがとうございます。ご質問をお受けしたいと思っております。挙手のうへでご質問頂けますでしょうか。よろしいですか？ 墳崎様、ありがとうございました。

上海 IPG では、四川省の AIC と侵害識別セミナーについて遅くとも8月末から9月に開催することで合意しておりますので、ご紹介頂いた結果もご覧頂いて、皆さま積極的にご参加頂ければと思います。

続きまして、2つ目の演題、「インターネット上の知財保護」について住友金属の伴様より頂きます。よろしくお願い致します。

## 【講演②】

【テーマ】 インターネット上の知財保護について

【講師】 住友金属工業株式会社 知的財産部 参事 弁理士 伴 誠一氏

○伴氏 住友金属の伴と申します。今日はインターネット上の知的財産保護についてお話を致します。私はこの問題を解決するために、JETRO 上海のインターネット WG に参加させて頂いたのですが、WG の会合の皆さんと初めて対面する際に、大抵、一様に、住友金属

のような鉄鋼業がインターネット上の知的財産について何か問題があるのですか？という反応をされました。非常に重厚長大で、技術の開発の進歩が緩やかな鉄鋼業と、日進月歩のインターネットとの接点が想像し難いということだと思います。たしかに住友金属は、インターネットでのネット取引とか E コマースということについてはあまり接点がない状況でございます。

このような状況だったわけですが、約 2 年ぐらい前から、中国のお客様から複数の問い合わせがありまして、それをきっかけとしまして、このネット上の知的財産問題に取り組むことになりました。お客様からの問合せとは、「ネット上に住友金属の中国の販売拠点と思われるようなホームページがあるので、そこにアクセスして、鉄鋼製品を購入しようと思っているけど、ここで購入して間違いないでしょうか。」という内容でした。当社は、中国には販売や製造の拠点はございませんので、このホームページは偽物の住友金属のサイトということになります。社内で慌てて、一体何が起きているのだろうかということ、ネット上の調査をしました。これは 2009 年 9 月の時点のデータですが、例えばフレーズ検索を使い「香港住友金属」と入力して、いろいろな検索エンジンで調べると、驚くことに、数万件の検索結果が出てきました。一体全体、ネット上に偽住友金属のサイトがどのくらいあるのだろうか、何が起きているのだろうか、それからこれに対して何か対策はできるのだろうか、ということからスタートしまして、このインターネットの知財問題に取り組むことになりました。

ということで、今日のこれからの話は、中国のお客様からの問い合わせをきっかけにしまして取組んできましたインターネット上の詐欺的な広告内容のホームページの対応についてお話を致します。

それに先立ちまして、少し鉄鋼ビジネスの特殊性というものについて簡単に説明いたします。あらかじめ申し上げたいのは、ネットの問題と言いますと、例えば、BtoC サイトでのショッピングモールで模倣品の写真を貼り付けて販売するというようなことがすぐに思いつかれると思いますが、そのような問題とは性質が異なる問題です。それから当社としましては、このようなネットの問題に取り組むのは初めてですから、いろいろな専門家の方に聞きながら、試行錯誤しながら、右往左往しながら対策を採りました。今日の話も、すごく冗長であまりレベルの高くない内容ですが、その辺はお汲み取り頂いて聞いて頂ければと思います。

まず、簡単に当社の事業の話をさせていただきます。ここに 4 つの写真があるのですが、これらが、主に当社が中国でビジネスをやっている商品の事例でございます。例えば、トラックのクランクシャフトであるとか、右上の写真は発電所で使うボイラー用のチューブというもので 650 度ぐらいの温度でも耐えられるというような品物です。左下の製品は圧延ロールと呼ばれるもので、皆さまがご家庭で使われているアルミ箔などを圧延するために使われます。それから右下は、これは自動車のボディなんかに使われる薄板と呼ばれるも

のです。これらの品物は、全てお客様とスペックを確認し合いながら製造していくというもので、規格があって、その規格どおりに作って販売する、というものではありません。つまり、高級品、特注品と呼ばれる分類のものを製造しております。そういう品物の性質上、一般の消費財や家電などとは異なるビジネス形態となっています。カッコの中に3つの項目でまとめておりますが、お客様とは非常に顔が良く見える状態でお付き合いをしております。それから同じ市場には、競合他社や新規参入者は非常に少ない環境になっております。お客様との付き合いも非常に長期的で、1回限りというのは殆どありません。商品につきましては、斬新な商品名よりもむしろ製品の性質がわかるような規格番号であるとか、記号を使う方が便利で、それで十分だというような環境でございます。

こういうビジネスの形態ですので、これに合わせた知的財産の保護活動としましては、ここに書いてありますような重要順に4つのものが挙げられます。まず、一つ目としましては、お客様の信頼を勝ち取るために「技術サービスに注力する」、この「技術サービス」というのは広い意味で当社としては知財活動の一環というふうに捉えております。それから、「品質の向上に努める」ことによりまして、あとでご説明致しますが、ミルシートと呼ばれる検査証の信用度を高めていくというのが2つ目の重要な知財保護の活動となっております。それから、「権利を取得する」という意味では、プロダクト・ブランドというよりも、商号商標と言われるコーポレート・ブランドに関する権利を一生懸命取得して、保護をしていくということにしております。それから、時たま起きる模倣品対策につきましても、間接的な手続きである行政ルートを活用するという事で、市場規模に見合った、身の丈に合った知的財産活動を進めております。

このようなレベルの知財活動でございますので、ネット上ではなくて、実市場においてすら、模倣品の問題が起きると、なかなか十分な対策が打てないというのが実情でございます。このようなビジネスの環境と、知財の保護のレベルを前提に、今回のようなネットの問題に取り組んだ、ということでございます。

先ほど、ミルシートという話をしましたので、このミルシートについて簡単にご説明致します。不鮮明な画像ですが、鉄鋼製品は外から見ただけでは種類がわかりません。合金の成分であるとか、強度とか靱性であるとかの機械特性など、製品の種別を表す情報、そういうのを正確に記載したものが、このミルシートと呼ばれるものです。このミルシートに虚偽の記載や誤記が一度でもあると、対応する製品の信頼は一気に失われて、引いては会社の信頼を失うということで、おそらく鉄鋼業の取引においては、商標よりもこのミルシートというのが重要な位置づけになっております。

話を元に戻しまして、お客様からいくつか問い合わせのあった事例について、当社で詳しく調べ始めました。ここに「香港住友」という会社のホームページの中身を示します。ちょっと小さくて、皆さまからは読めないと思うんですけども、書かれている内容は、日系の鉄鋼メーカーの製品を取り扱っている、ということです。それから特徴的な内容

として、住友金属との関連性については一切うたっていないということです。ただ、おそらく鉄鋼製品を扱っている業者の方々を見ると、これは住友金属と一定の関係があって、住友金属の製品を扱っているんだろうなという期待感が生じると考えております。ということで、法律上の厳密な意味での詐欺には当たらないのかもしれませんが、非常に詐欺的な内容の広告だと考えております。それから、同じホームページの中には、連絡先が表示されていますが、この連絡先にはアパートがあるだけで、製造とか販売の拠点がありません。実際に調べに行きますと、この会社は登記はされていますが、その登記がされている住所に行ってみても、この写真にあるように食堂が 1 軒あるだけで、製造販売の実体がありませんでした。つまり、ホームページを立ち上げている当事者が誰かということの特定は非常に難しいということがわかりました。それから先ほども説明しましたミルシートですが、お客さんをホームページに誘導して、そのあと商談を進めているようです。その際に、この左の写真のようなミルシートをお客さんに提示して、住友金属と取引がありますというようなことをうかがわせているようです。このミルシートを見ると、当社の井桁マークが表示され、当社には存在しない社員のサインがされているので、当社のミルシートのフォームを正確に知らない業者さんにしてみれば、本物かな、と思ってしまうような状況を作っているということになります。更に実際にその商品を買ってみると、表面に当社の井桁マークとアルファベットの SUMITOMO が印字してあり、模倣品の手口が一通り盛り込まれた状況でございます。

次に、ネット上がどうなっているかということをお話します。左の表は先ほど示しました検査結果です。それ以外に、例えば深セン住友であるとか、いろいろな名前のサイトがありまして、このサイトの名称から、都市の名前と後ろについている「有限公司」というのを削除すると、実際に存在する日本の会社名となります。つまり、日本に実存する会社名称に都市の名前と有限公司をつけて、あたかも関係があるかのような名称を創作しています。これらの事例を全部を合わせると、例えば Google を使うと、約 20 万件ぐらいヒットするので、最初は、もうこれを見ただけでどうしようもないというのが感想でございました。

それからこれは蛇足になりますが、その問い合わせしてきたお客様に、そういう紛らわしいサイトを削除するのに協力してもらえるか、ということを探ると「それはやりたくない」ということでした。「自分にとっては日本のメーカーの真正品、本物さえ買えば問題ない」ということでした。その詐欺的な広告を削除することまでは協力したくないということでした。なにぶんにも狭い業界ですので、係争事件を起こすとか、それに協力するというのに、あまり関わりたくないんだろうというふうに理解しております。

今回出てきた事例は、今までの鉄鋼製品での模倣事例と比較してみますと大きな違いがあります。今までの鉄鋼製品の模倣品業者は、腹を据えて設備投資をして、ある規模の製造設備を保有して、一部の模倣品を生産をするという業者が大半でした。今回はネットを

使って、どこに生産や販売拠点があるのかよくわからない状態にして、しかも先ほどから言ってますミルシートを使うという日系の鉄鋼メーカーの商習慣をよく研究した上で、ネット取引を組み合わせているということで、私ども鉄鋼業界にいる者にしてみれば、新手の模倣品の販売形態というふうに認識しました。調べたことを整理して、それに対して対策を打つための課題をまとめてみました。例えば、会社名が使われていることについてはどうか、というとやっぱりその商標と商号の交錯の問題、周知性の問題があります。ネット上の詐欺的な広告という問題につきましては、どういった法律を使って対策をとれば良いのかということがわかりませんでした。それから、ネット上の膨大な数の検索結果については、これは一体、どうしたらいいのかわかりませんでした。ミルシートの検査証の悪用に関しては、色々対策を調べてみましたが、中国ではどうも軽微な商標権侵害にしか当たらないということがわかりました。それから、致命的な問題ですが、どうやら実店舗や在庫がなくて、注文を受けてから製品を準備する、そういうビジネスモデルのようですので、摘発することを考えると、こちらから商談をもちかけないといけません。そうなりますと、これはまさしくトラップウォータの問題が生じるおそれが非常に大きいなど、課題を挙げてみれば本当にキリがなくて、これで本当に何かができるのかな、というのが課題整理の段階での感想でございました。

今回のようなとりとめのないような問題は、通常であれば、住友金属は多分放置したような問題ですが、今回は今まで未経験の新しいネット上での問題ということもありまして、費用対効果は少し度外視致しまして出来るところまで対策をとることとしました。それから、ネット上で、件数の多いサイトを優先して対応することにしました。また、対策方法としまして、間接的な行政ルートを使うことにあしました。これらが私のミッションということになりました。

こういう様々な課題や制約条件が有る中で、どうしたらいいのがなかなかわかりませんでした。このホームページの当事者の住所が、広州になっておりましたので、JETRO 広州に色々相談をしました。すると、広州の深セン市の役所の中に電子商務監督処という部署があるという情報を戴きましたので、まずここに相談に行きました。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、これは深セン市で市場监督管理局という部署の下にある組織で、主にネットの知財問題を扱っている部署ということ。主に商標法、不競法、特許法や広州市の関連する条例などの法域を管轄しているということです。ネットの問題は数多くあるため、十分に対応できないということで、アリババなどの大手のプロバイダーに関わる問題は自社でやって下さいと、個人や中小のプロバイダーに関わる問題で、一企業ではどうしても手に負えないようなものについては協力しましょうというスタンスのようでした。これは2009年の年末ぐらいに訪問した時に説明を受けたスタンスでございます。それからネットの問題に限らず出てくるのが、管轄権の問題ですけれども、プロバイダーの所在地で定めるのか、それともそのサイトに書かれている当事者の住所を基準にするのか、

これは色々な専門家に聞くと様々な答えが返ってきました。の電子商務監督処の説明では、プロバイダーの所在地が行政管轄権を行使できる範囲で、深セン市で言えば、深セン市にプロバイダーの拠点があれば、対応しますということでした。もし、別の省にある場合には、その省の担当部門に助言することや、情報提供することしかできないということでした。それから、ネット上の直接的ではなくて詐欺的な内容については、削除させようと思うと色々難題があるという結論でございます。結局、これは、商標と商号の交錯問題に帰結するというので、かなり商標権者の著名性が必要ということで、それが無い限り簡単にはネット上の記載を削除させられないというのがこの部署の判断でした。代わりに提案して頂いたのが、いっそのことその広告を出しているところと商談を進めて、模倣品を入手して、それを摘発して、この事実をもって、プロバイダーに削除を要請したら簡単に削除してもらえらるはずだということでした。当初の住友金属の方針は、摘発しないというのが住友金属の方針だったのですが、やはり摘発も絡めないネットの問題は解決できないということで、先ほど出ました深セン市市場监督管理局に行きました。深セン市は模倣品の問題が多いということで、他の省であればAICとTSBは別々の管轄になっているのですが、深セン市の場合はそれを合体して、ここは書き間違いがありますけれども、AIC摘発とTSB摘発を連携して、進めるようにしているということのようです。ここに相談に行きますと、やっぱりネットに問い合わせをして、スペックを決めるような商品を買う場合には、トラップウォータの問題があるが、それについては色々指導してあげますと言われました。要するに商談を進めながら、管理局に進捗状況を相談しながらやれば、トラップウォータの問題が生じないようにできるというアドバイスでした。それから摘発の対象、今回はネットの広告を削除したいというのであれば、範囲を広げないで広告だけを対象としてはどうでしょうかということでした。それから、このネットの取引の場合には証拠を掴むことが難しいので、できる限り、対面取引の場を設定して、そこに先ほどのミルシートだとか現物を持って来させて、その現場を管理局の職員が摘発すると、そういうことをやればいけるんじゃないか、ということがアドバイスでございました。さっきの電子商務監督処やこの市場监督管理局に相談に行った結果、模倣品の摘発とうまく組み合わせれば、ネット上のたくさんの広告も消せるのかな、という期待感も持りましたので、当局のアドバイスも受けて進めていくことにしました。

まず、模倣品業者、模倣品の摘発の準備のために調査会社を使いました。約4、5ヶ月かけて、サイトの広告主とコンタクトを取って、信頼関係を結んで商談を持ちかけ、昨年4月に取引を設定しました。その現場を当局の職員の人に摘発してもらおうという段取りをしまして、これは見事に成功しました。右のほうはこの写真ですけれども、実際に当事者がどんな人かと思うと、水色の服を着た年配の方です。この人がどうも首謀者であるということがわかりました。

摘発のほうはうまくいきましたので、次はネットの調査に着手しました。これはもう一

度、先ほどのネットの検索の結果を示す画面ですけれども、例えば「香港住友金属」と入ると、Googleで検索したところ、2万3000件というのが出てきています。何度も同じことを申し上げますが、なぜこんなにたくさんの検索結果が出てくるのか非常に疑問で、色々な方に聞いても的確に答えて頂ける方は、結局はいませんでした。色々調べて、これは推測になりますが、どうもこういうことではないのかということで、ちょっと漫画を使って説明します。

ホームページを立ち上げた経験のある方は、ある程度ご存知かもしれませんが、検索エンジンは、各検索エンジンのサービス会社が、定期的に自社のサーバー内を巡回しています。そして、ピンクで書いてありますような、インデックスと言われるファイルを作っています。これは見出しのようなものだと思って頂いたらいいのですけれども、それを定期的に作ると、それに対応するドキュメントファイルというのも別に作っていて、これが、まず、そのサーバーの中に準備されているということです。ユーザーが検索キーワードを入れると、それに見合ったインデックスファイルを見に行き、合致するものがあれば、対応するドキュメントを編集して画面に表示するということです。では、このインデックスというのをどうやって作るかというところが、非常に検索エンジンのノウハウで、要するに各サイトのコンテンツとか、タイトルとか、それからメタタグと呼ばれるような、画面の表面には現れてこないようなキーワード、そういうものを使ってインデックスを作るようです。ホームページを作る方は、検索の上位のほうになるように色々工夫をすることになります。結論を言うと同じページに重複するようなインデックスが付与されているらしいということです。例えば、先ほどから申し上げている「香港住友金属」というキーワードを入れると、同じページを何回も何回も見に行き、それを件数としてカウントしている可能性が高いということです。実際、実質的にはそんなに多くの該当サイトがないにも関わらず、検索結果は非常に膨大な数になっているというのが、この件数が膨らむメカニズムのようです。ちょっとこれ以上はうまく説明できませんけれども、要するに検索エンジンのノウハウの部分が多いため、なかなかその実体はわからない、というのが結論でございます。

それで、今回、ネット上で特にGoogleを使い、偽「住友金属」と思われるサイトに、正味のサイトはいくつあるのかと調べてみますと、実際にはここに挙げるようにどうも8つのサイトがあって、これが先ほどのインデックスのつけ方とかキャッシュファイルが複数あるなどが組み合わさって、二万件、三万件というように増殖しているらしいということがわかりました。この各サイトの運営会社を見ますとほとんど深セン市にはないサイトで、運営会社の規模は小さいものから中規模程度であるということまでわかりました。

ここまでわかった時点で、もう一度深セン市の電子商務処のところに相談に行きまして、どういうふうに進めるかを相談をしました。その結果としまして、まずは住友金属から、先ほどの摘発の事実と、それから詐欺的な広告のサイト、このサイトとこのサイトについて

では削除して欲しいということを書いた弁護士レターを先ほどのプロバイダーへ送るようというアドバイスをいただきました。電子商務監督処に住友金属から正式に行政処分の申請をし、弁護士レターの送付と行政処分の手続きを並行してやりましょうということになりました。先ほども言いましたように、サイトの所在地が広州、深セン市ではないので、電子商務処ができることは説得、つまり、弁護士レターに応じてくれないプロバイダーに対して、電話でこういう事情だから削除したほうが良いという説得をしてもらえるとというような、そういう対応をして頂けるということになりました。

その結果どうなったかということですが、今回のこの **Google** で見つけました 8 つのサイトにつきましてはめでたく削除に応じてもらえました。弁護士レターに応じてくれなかったサイト運営会社につきましても深セン市の電子商務監督処からの電話説得に応じたということです。今回の弁護士レターの送付で一番大きかったのは、やはり模倣品摘発をしたという内容が一番効いたようでした。それならばこういうサイトもきっと悪質だろうということで、サイト運営会社のほうも動いて頂けるということでございます。

このようにしてサイトの詐欺的な広告のホームページを削除致しまして、その後 2、3 ヶ月後ぐらいにもう一度確認しますと **Google** で検索する限りヒット件数が驚くぐらい激減したということで、一応今回トライアルは成果があったというように考えております。ただ、何ヶ月かすると同じようなことを考える人がいるようで、また別の名前のサイトがどんどん出てきています。

まとめてございますが、今回やりましたネット上の詐欺的な広告の対策としまして、行政ルートが使えるということです。特にインターネット関連弁法という法律もできましたので行政ルートは比較的使いやすくなっているのではないかと思います。特に深セン市については、積極的に取り組んで頂けると思います。それから、課題として感じましたことは、行政ルートは使えるんですけども、まだまだこれから法律の運用というか、どういう法律をどういうふうに運用するのかということについては、成熟させて欲しいなと感じました。最後にネット技術に詳しい法律の専門家というのは、日本も同じかもしれませんが、ほとんどいらっしゃらないということを痛感致しました。

ということで、終わりにします。

○司会 どうもありがとうございました。それでは少しだけご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方举手頂きますでしょうか。

○渡辺氏 三菱電機の渡辺と申します。貴重なお話をありがとうございます。手元資料のスライド 18 ページに訪問される際のトラップオーダーなどへのリスクへの配慮ということが書かれているんですけども、トラップオーダーというのは、おとり捜査か何かのことだと思っんですけども、スライドのほうには **TSB** と相談しながらしていくということで、

トラップオーダーにならないような配慮をされたということですがけれども、我々も公安等のやりとりにおいて、おとり捜査に対しては公安も非常に消極的なイメージがあったので、こういった相談に乗ってくれているのは意外だったというか、おとり捜査にならない程度の線引きというのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○伴氏 その辺は、厳密なところは私もちょっとわからないんですけど、今回うまくいった一つの理由としては、当局に非常に人脈のある事務所というのを選択しました。理屈ではないんですけど、この事務所とならトラップオーダーの問題が生じないように、こういうふうに言いなさいとか、そういうノウハウのようなものを授けてもらったんじゃないかというように思います。具体的な内容はわかりません。

○渡辺氏 ありがとうございます。

○司会 そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか？そうしましたら、伴様の講演はこれにて終了とさせていただきます。拍手のほうお願い致します。それでは、4時45分まで休憩とさせていただきます。

### 【講演③】

【テーマ】E・LAND 集団の知的財産権保護戦略について

【講師】衣恋(E・LAND)集団 法務部 主管 戴 善音

○司会 席のほうにお戻りください。講演会の3本目はE・LAND 集団法務部主管の戴様よりご講演を頂きます。それでは戴様よろしくお願ひします。

○戴氏 みなさんこんにちは。今日はこの場に参加できたことを本当にうれしく思います。本日、私は唯一日本語がわからない人間としまして、本来であればこれまでの詳しい講演を聞いて勉強するつもりでしたが、非常に残念です。将来は是非日本語を真剣に勉強したいと思っております。それでは、講演に入りたいと思います。本日は衣恋集団を代表致しまして、日系企業の皆さまと一緒に衣恋集団の持っている知的産権の経験を一緒に共有することを大変光栄に思っております。

衣恋集団は韓国のE・LAND 集団が中国で設立した子会社です。皆さまご承知だと思いませんけれども、私たちは衣服とアクセサリーを販売する会社でありまして、ショッピングセンターでよく見かける **Teenie Weenie** が弊社のブランドのひとつです。

当社は韓国の中で昨年度韓国の服装業界のNo.1 となっております。ここに書いてありますように、韓国の流通業界の第3位、韓国のアウトレットストアの第1位です。韓国のリ

ゾート地の第 1 位でもありまして、その下に数多くの百貨店、大型スーパー、ファッションブランド、5つ星ホテル、リゾート地、食品ブランドを多数所有しております。

中国における衣恋集團の事業展開状況について紹介をしております。中国の衣恋グループは主に衣恋（上海）有限公司、衣恋（上海）時裝貿易有限公司及び衣恋宇旭貿易（上海）有限公司により構成されています。当社は中国の 148 の都市に関連の店舗を所有しておりまして、店舗をよりよく管理するために、当社は北京、上海、成都、西安及び深センでそれぞれ支社を作りました。

中国衣恋グループはこれまでの 10 年間で、大変速いスピードで成長してきました。私たちは 2001 年から 2010 年の連続 11 年間、年平均成長率は 60%以上を達成しました。それから中国における衣恋グループの販売店舗の増加速度も毎年 2 倍近くで増加しております。2010 年上半期の上海市の閔行区外資企業納税額ランキングにおきまして、中国衣恋グループはコカ・コーラとマイクロソフトを追い抜き、No.1 となりました。

中国衣恋グループは数多くのブランドを持っておりまして、現在ではトータルで 22 のブランドを所有しております。製品の範囲はメンズファッション、レディースファッション、子ども服、アンダーウェア、アクセサリをカバーしております。

私たち衣恋グループはチャリティー事業に大変注力しております、衣恋グループの第 1 番目の経営理念は「共有する」ということでありまして、私達は毎年の収入の 10%を世界に還元することを宣言しております。当社は長期間にわたってチャリティー事業に力を入れておりますので、昨年度は「中華慈善賞」に入賞致しました。

続きまして、当社の知財産権の保護業務についてご紹介したいと思います。アパレル産業としまして当社は主に商標権に関する権利保護に力を入れております。

当社の模倣品の販売ルートには主に店舗販売とインターネット販売という二つのルートがありまして、インターネット販売の場合は、ほとんどタオバオで売られております。実体店舗に対する模倣品の取り締まり対策について、まず 1 点目は、自社スタッフの調査の結果或いは外部委託会社の調査結果を公安局または工商局に通報することです。それから公安局、工商局の出動、調査、取り締まりの活動がスタートした後に、私達が協力します。

2 点目は会議やセミナーのチャンスを利用して、また中国の新聞の報道、テレビの報道を活用しまして、公安局、工商局の担当者に当社のブランドを積極的に宣伝しております。

3 点目は摘発した案件に対しては、民事訴訟方法を選んで解決を図るということです。当社の販売店舗は会社の直営方式を採用しておりまして、主に大規模なデパート或いはショッピングセンターの中で店舗を開設しております。非常に優雅で精巧な店を作っております。しかし模倣品のお店は通常は普通の服の卸売市場或いは小規模なショッピングセンターの中にありまして、店は大変汚いという特徴があります。

それでは最近の実体店舗に対する取り締まりの事例についてご紹介したいと思います。まずですね、独立したサイトで当社の模倣品を販売した事例がありまして、それはタオバ

オとかとは違うサイトです。私はタオバオ関連の案件の中で、模倣品を売った人が「yibang」というまた違うネットから仕入れをしたという情報を入手致しました。

私達は自分達で調査活動を展開し、この「yibang」というサイトの住所を突き止めた後に、管轄エリアの工商局に情報を提供致しました。工商局は私たちの情報に基づいて調査活動を展開しました。このサイト上の住所の他に、二つの住所があることがその調査で見つかりました。そしてこの3か所の住所に対しまして、同じ日に、チームを3チームに分け、一斉に取り締まりを行いました。

3か所の住所に対する取り締まりの結果、偽物の当社の服3525点を摘発し、在庫価値25万元、販売記録の金額5万元の記録がその場で発見されました。この案件の金額は刑事移送の基準に達しましたので、既に公安に移送されました。

もう一つの取り締まりの事例に関しまして、私達はタオバオネット上に小熊GGという店舗を発見しました。この店舗は当社の偽物を売っていました。そして、私達のスタッフはその小売店とチャットをして、実物を購入しました。実物を購入した後に、売り手の住所を突き止めました。住所を突き止めた後に私達はその住所を公安局に通報しました。公安局がその住所を摘発した結果、200点以上の権利侵害の服、パソコンに保存されている90万元の販売記録が押収されました。

最後は公安局が自ら取り締まりをした事例です。中国各地で取り締まりのキャンペーンが行われていて、それから当社のブランド宣伝の影響が非常に力を発揮しまして、各地の公安局は自ら取り締りに参加しました。現在はここに書いてありますように、洛陽市公安、瀋陽市公安、それから上海市公安が案件を調査しています。

続きまして、皆さまが非常に興味を持っている、ネット店舗に対する偽物の摘発について、ご紹介したいと思います。今日は時間をかけて、このネットに対する摘発を重点的に紹介したいと思います。

この摘発対策としましては、当社は主に3種類の方法を利用して摘発をしております。

- 1) まず、権利侵害のリンクアドレスを収集した後に、タオバオに苦情（削除要請）を提出することです。
- 2) 2点目は民事訴訟を提起することです。タオバオにある販売主とタオバオの共同責任を追及します。
- 3) 3番目はそのインターネットショップの住所を突き止めた後に、工商局と公安局に通報することです。先ほど紹介した2つの事例はこの3番目の方法を適用した事例です。

インターネットの苦情に関しては、当社には専門の担当グループがあります。そのグループは、毎日タオバオネットに登録して、タオバオネットにある当社関連の模倣品の情報をダウンロードして、それを収集しています。そのダウンロードしてきた情報を手入力で選別作業を行います。選別作業の結果、関係のないものを削除して、関係のあるものを整理してから、タオバオネットに苦情を出します。苦情を提出した後に、タオバオからのフ

ードバックに従い、この情報に対する評価を行います。スライドは当社のタオバオに対する1週間の苦情の数量の統計です。

続きまして、当社とタオバオとの訴訟の状況についてお話をしたいと思います。当社のタオバオへの民事訴訟については、過去からの経緯があります。2006年に私達はタオバオネット上に当社の商標権侵害衣服が大量に存在していることを発見しました。私達はこれらの情報を収集して、タオバオに苦情を出しました。しかしその時はまだ系統的な対応はとっておりませんでした。

そして2年後の2008年には当社の模倣品の服はタオバオの中で非常に氾濫しておりまして、その数量は大変急増しておりました。急増した問題に対応するため、私達はタオバオ上の権利侵害行為に対する、専門のプロジェクトチーム集中的な処理体系を作りました。

2009年から2010年の間、私達がインターネット上の権利侵害の苦情に関して総合的に分析した結果、苦情提出による解決はあまりよい効果を得られていませんでした。そして、タオバオの売り手に対する処罰の規則、規則の特徴についても研究をしました。その結果、2010年の5回目の処罰の結果と2009年の1回目の処罰の結果はほとんど同じでした。処罰の中身についても、タオバオ次第で、私達の苦情による処罰ではないということがわかりました。

私達の統計結果によると、様々な原因によってタオバオの売り手に対する処罰が実際には行われなかったということがあったのがわかりました。そこで、私達は新たな方針を考え、民事訴訟を提起することを決めました。

民事訴訟を提起する際には、売り手の他にタオバオも被告としました。タオバオを共同被告にしました。私達は当初提訴によりタオバオネットの偽物に対する認識の向上を喚起したいと思っていましたが、最初の頃は良い効果は得られませんでした。

2011年に入り、私達はようやく良い結果が得られました。ある商標権の侵害案件において、タオバオは共同被告としてその責任を負わなければいけないとの判断を裁判所が下ろしました。

この案件について浦東新区法院で一審、上海市人民中級法院で第二審を終えました。案件の概要についてお話しをしたいと思います。

まず「衣恋」という会社はE・LANDグループの中で女性服の販売を担当する会社です。以下は「当社」と言います。この案件の中で当社は複数回にわたって当社の模倣品の服を販売した売り手を被告として訴訟をしてきました。訴訟理由を以下に挙げます。

- 1) 当社は同一のタオバオ上の売り手に対して7回も苦情を出しました。
- 2) その毎回の苦情に対して、毎回タオバオは回答をして、リンクアドレスを削除しました。
- 3) タオバオネットはリンクアドレスを削除するのみで、その当時の規則に従って侵害者に対する処罰を行いませんでした。

- 4) 売手が実際には権利侵害行為をやめなかったことを、タオバオは知るべきであり、知りながらもその再犯行為を止めなかったと主張しました。

これに対してタオバオから以下の反論がありました。

- 1) 7回にわたる苦情は同一商品に対する苦情ではなかった。
- 2) 7回の苦情は有効な苦情ではなかった。
- 3) 7回の苦情の中で、重複の苦情があることを明記していなかった。
- 4) タオバオは売手の権利侵害行為を知らなかった。

事実を調査し、裁判所は結局当社の意見を支持しました。裁判所の判決の理由は以下のようになります。

- 1) 同一商品であるかどうかは、タオバオの売手の権利侵害の性質判断には影響しないということです。
- 2) 当社が苦情を出したときには、既に理由を提供しており、かつ双方のやりとりは数年間続きました。
- 3) 国内最大のネットショッピングサイトとして、タオバオは権利侵害の再犯行為に対してしかるべき措置をとる能力がある。
- 4) 関連のリンクアドレスを削除するときに、タオバオは必ず関連情報を調べたはずで、ですからタオバオは、権利侵害行為を知っていたはずで、かつ知るべきであるということです。

通常の場合はタオバオに対して苦情を言えば、タオバオはリンクアドレスを削除するだけでよく、それ以外の責任は負いません。これについてはタオバオの法律根拠は「最高人民法院のコンピューター著作権の判例に関するトラブルの若干の規定」という法律規定です。これに対して私達は、色々なことを想定して対応しました。権利侵害責任法などの法律で、例外の状況の規定及びその法律を勉強しました。当社の立場は、リンクアドレスの削除＝権利侵害を知っていた、というものです。複数回の苦情＝サイトは苦情対象者権利侵害行為を知っていたはずで、かつ知るべきであるというものです。権利侵害者が相変わらず権利侵害行為を続けた場合＝サイトの運営者も当該権利侵害行為を補助する、ということです。これも今回の案件の審理に関する私達の突破点だと思います。もちろん私達も訴訟の中で色々な困難に遭遇し、色々な解決策を考えました。

問題点の一つは、以前他の会社がタオバオを提訴して、敗訴した案件によるマイナス影響です。つまりもし当社が他の会社と同じような事実と理由でタオバオを提訴するとおそらく敗訴するだろうと思われました。そこで、まず私達は、以前の商標権侵害案件の敗訴

原因を分析して、教訓を汲み取り、他社にはない理由と事実を提出しました。

私達は主に PUMA という会社がタオバオを提訴した案件と、ホーケンという会社がタオバオを提訴した案件、この 2 つの案件の内容を細かく研究しました。研究した結果では、原告が敗訴した理由は主に 3 つありました。

- 1) 権利者は何回も警告レターを出しましたが、具体的な権利侵害者ではなく、タオバオネットにある普遍的な権利侵害行為を対象にしていました。これに対して裁判所の意見は、インターネット上には、情報が溢れるほど存在しているので、権利者の協力がなければ、タオバオネット自身はその権利侵害情報を選別できないということです。私達は、この教訓を活用して、案件の中で同一の権利侵害に対して何回も苦情を提出しました。また、タオバオネットの規則に従って、権利侵害の証拠も提出しました。
- 2) 2 つ目の失敗の原因は原告がタオバオネットに普遍的な権利侵害行為に対する事前審査を行うように要求したことです。裁判所は、通常の場合、タオバオにこのような事前審査の義務は無いとしました。特定の権利侵害リンクを削除すれば、権利侵害責任を負う必要はないということです。私達は思考パターンを変えました。即ち、タオバオが知っていたこと、かつ知るべきであることを表明し、タオバオが削除をした後も、当該権利侵害者が引き続き権利侵害商品を販売していた場合、タオバオサイドは実際それを知っており、それを助長した責任があるとしました。ですから、削除の義務以上にもう少しそのレベルアップをしました。
- 3) 知的財産権の案件を審理する裁判所の場合は、通常は前例の判決を尊重する傾向があります。以前の判決は、タオバオサイドに対して削除するだけでいい、という判決でした。私達が考えたことは、革新意識の強い裁判所と裁判官を選んで提訴することです。以前の案件の状況と事例を研究した結果、当社は上海市浦東人民法院を選んで知的財産権の案件を提訴しました。私達はこの案件の審議中に、担当する裁判官と常にコミュニケーションをとり、以前の事例と今回の事例の違いを強調しました。この中で、私達の代理の文書を 10 回も変えました。浦東区人民法院で勝訴した後に、盧湾区法院でもう一つの審議中案件も、一審で勝訴しました。ということで、現在上海の知的財産権の審理は、革新的な意識が強いので、これまでの判決と違う判決が出る傾向があります。ですので、同じような事実と理由をもって、浦東区人民法院にタオバオを提訴すれば、勝訴する可能性が高いと思います。

続きまして、私達上海衣恋グループの知財産権保護の目標についてご紹介したいと思います。

今回のタオバオサイドに対する勝訴案件を基礎として、更に効果的、更に典型的な事例

を選んで、さらに有効な苦情提出方法を考えていくことです。そしてさらに効果のあるインターネットの苦情提出方法を考えることです。それから、模倣品の調査会社との協力を一層深くして、偽物の製造先の住所特定まで、より一層の協力を得ることを期待しています。最大限の努力をして、最良の効率で、実体店舗とインターネットにおける模倣品販売を食い止めることを期待しています。最終的にはインターネット及び実体店舗における当社製品の偽物が大量に減少することを期待しています。当社の知的財産権の防御について以上紹介致しました。今後も、本日ご臨席頂いた皆さまと一緒に知的財産権に関して、お互い交流し、お互い勉強していきたいと思えます。以上、ありがとうございました。

○司会 はい、ありがとうございました。それではまだ時間も十分でございますので、質疑応答の方に移らせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いできますでしょうか。

○分部氏 日本の弁護士の分部と申します。本日は貴重なお話を頂きましてありがとうございます。私のほうから、何点か簡単な事実関係の質問をさせていただきます。まず、浦東の法院で勝訴した案件ですが、あの賠償金も法的な費用を賠償、と書かれていたんですけども、いくら請求されて、いくら認められたのか、という点が1つです。2番目が賠償金を請求する場合に、タオバオでの訴訟の場合、どのような証拠を集めればいいのか、というところを教えて頂きたいところなんですけれども、具体的にどのような情報をどのような方法で入手されて、その請求が認められたのかというのが2点目です。そして3点目が、メディアでの謝罪というのを訴訟で請求されていますが、実際にこの謝罪をタオバオが行ったのかどうなのかという点が3点目です。最後に、4点目は実際に賠償金は支払われたのかというのが4点目です。

○戴氏 まず1点目の回答です。私達の今回の提訴した目的はやはりタオバオの責任問題を追及したいからこれを重点として追及しました。ですから、賠償金額よりもタオバオの責任が法院により認定されることが非常に意義が深いと思えます。実際は私たちは5万元の賠償の要求を提出しました。これに対して浦東新区の人民法院は1万元の賠償、と判決を下しました。

2点目の証拠の収集については、私達のタオバオに対して苦情を提出したときに使ったメール、書面による警告レター、タオバオが権利侵害のリンクアドレスを削除したときの通知書などを持って、またそれを公証して証拠として提出しました。3点目ですね、私達は浦東新区の人民法院の審判中の際にはこの悪影響の謝罪について要求を提出しましたが、浦東新区の人民法院は、この請求については支持しませんでした。しかし一方で、もう一つの盧湾区の人民法院の案件では一審で、この謝罪の要求については盧湾区の法院では支持

されました。

4点目、その賠償金の支払いについて、既にタオバオとタオバオにある売り手、この共同被告から賠償金は振り込まれました。

○分部氏 どうもありがとうございました。証拠のところで、ということは先ほども仰った、販売に関する証拠は用意されてなかったということでしょうか。そしてこの1万元が認定されたということで、よろしいでしょうか。

○戴氏 まず、インターネットの店舗と実際店舗の販売の方式が違いますので、私達が証拠の収集の際には、インターネットのショップから我々の模倣品の服を買いました。その当時はこの服は1点しか買わなかったんです。それ以外のものは買いませんでした。ですからその他のものは、果たして当社の模倣品であるかどうかはそれは認定できない、というような意見がありました。それからもう1点、今回のタオバオサイドの売り手は規模の小さい売り手ですので、そんなに大きな影響を及ぼしていない、この2つの観点から最終的に裁判所は、その情状を酌量して、この判決を下したわけです。

○分部氏 ありがとうございます。

○司会 その他ありますでしょうか。キャノンの銭様、お願いします。

○銭氏 私はキャノンの銭と申します。素晴らしい講演ありがとうございます。問題は2つありまして、まず1点目として今回のこの浦東新区の案件につきまして、1番最初苦情を提出した時間から、最終的に浦東新区の法院が御社の勝訴を決めた時点までどのぐらいの時間を経過しましたか？

○戴氏 この案件は私達が一番最初に苦情を出したのは2009年の9月から10月の間です。そして浦東法院が結審した時間は2011年の1月です。実際は私達は2010年の3月にも1度浦東の人民法院に起訴をしました。その後、より詳しい資料を補足するために私達は1度起訴を取り下げました。取り下げた後に資料を補足して、もう1回提訴しました。

○銭氏 2つ目の質問はですね、今回の案件の場合は7回も偽物のサンプルを購入したと思います。7回にわたる偽物サンプルの購入の場合は全部普通の購入ですか？それとも全部この購入したものを公証しましたか。

○戴氏 実際は7回は全部サンプルを買いませんでした。私達は7回というか、権利侵害

情報をタオバオで見まして、そのタオバオのルールに従って、苦情を提出しました。タオバオは私達のこの苦情を審査して、確かにこれは問題のあるリンクであると認定されまして、そのあとタオバオはこの権利侵害の疑いのあるリンクアドレスを削除しました。しかし7回の苦情をして、7回の削除を経ても私達はこの売り手は相変わらず私達の権利侵害品を売っているということを見ました。そのあとは我々はサンプルを買って公証をしました。

○岳氏 私は旭ガラスの岳と申します。今回は素晴らしい講演ありがとうございました。問題は2点あります。まず1つ目、その訴訟の中で、タオバオとタオバオにある売り手を共同被告として提訴しました。この売り手について質問したいです。この売り手は個人ですか？企業ですか？通常の場合、個人の場合は名前と連絡方法しかないというのが一般的です。しかし、被告になるにはもっと詳しい情報の提供が要求されています。ですから、御社はどのような情報を法院に提供しましたか？教えてください。

○戴氏 今回の売り手は個人です。私達は苦情を提出しまして、タオバオにこの個人情報について、問い合わせをしました。タオバオからの回答は非常に簡単です。この個人の本当の名前と身分証明書の番号だけを提供してくれました。それから私達は弁護士事務所に依頼しまして、この身分証明書の番号に従って、この個人のもっと詳しい情報を入手しました。

○岳氏 2点目の質問は盧湾区と浦東新区の法院を選んだ理由はよくわかりました。法院の場合は管轄圏がありますので、今回はどのようにして、盧湾区と浦東新区の人民法院に対して、その管轄権をつけたという質問です。

○戴氏 商標権訴訟の場合は通常2つの管轄圏があります。1つは権利侵害行為の行為発生地、もうひとつがこの権利侵害行為の侵害者の所在地の2つがありまして、私達、インターネットの場合はこの権利侵害行為の発生地というのはなかなか難しいと思います。貨物の倉庫など、これは非常に困難だと思います。ですから今回の盧湾区と浦東新区の場合は、いずれもこの権利侵害行為者の戸籍の所在地です。

○司会 その他何かございますでしょうか。渡辺様、どうぞ。

○渡辺氏 三菱電機の渡辺と申します。貴重なお時間ありがとうございます。実体店舗に対する取り締まり事例で、二つ目の公安局の話についてお伺いしたいんですけども、この公安局が200点以上の権利侵害品を押収されたということと、合わせてそのパソコンに保存してある90万円の販売記録を押収したということですけども、この公安局が刑事摘

発の基準額を計算する際にその 200 点以上の侵害衣類だけじゃなくて、この 90 万円の販売記録も合わせて認定されたのかという点についてお聞きしたいです。

○戴氏 これはやっぱり 200 点の権利侵害衣類と 90 万円の販売記録を合わせてから公安局がそれを取り締まったと伺っております。私達は今回は運の良い案件だと思っています。このタオバオにある売り手はインターネットの店を持っている以外に、実際の店舗も所有していますので、突き止めた結果、これを押収しました。私達は公安局に通報する際にはこのインターネットのショップの販売記録についても通報しました。タオバオネットの上でこの売り手はいくら売ったのか、大体この記録あります。

○渡辺氏 ありがとうございます。

○司会 まだお時間がございますが、に質問などはありますでしょうか？宇野様どうぞ。

○宇野氏 GS ユアサの宇野です。非常によく考えられた訴訟だと思ひまして感銘を受けております。1つ質問ですが、この訴訟を進める上で専門プロジェクトというのを設立されたということですが、この参加メンバーがどういう方で、どんな役割を担っていたかということについて教えて下さい。

○戴氏 まず私達の会社の中には知的財産権の WG がありまして、このグループは 4 名から 5 名のメンバーによって構成されています。この訴訟を提訴する前に私達はまず事前研究を行いました。色んな形で研究を行いました。それから法律理論に関する研究も行いました。そしてこれまでの知的財産権の実務の中で発生した困難点を総合的に分析して突破点を作りました。以上です。

○宇野氏 知財部だけのメンバーでやられたんでしょうか。それとも弁護士、弁理士その他会社のセールスのメンバーとかは入っていないんでしょうか。

○戴氏 この案件の全体的な流れの中では、やはり専門家にも依頼しております。例えば私達がこのサンプルを買った後に公証をする場合には、それに対して識別の作業を行いました。それで最後に浦東法院に提訴する際にもある弁護士事務所と一緒に協力して、訴訟を提起しました。

○宇野氏 ありがとうございます。

○司会 その他ご質問ございますでしょうか。よろしいですか？それではここで戴様の講演のほう終了させていただきます。拍手をお願い致します。

それでは第53回の上海IPG会合を以上で終わらせて頂きます。お疲れ様でございました。